QUICPay加盟店規約

第1条（総則）
本規約は、QUICPay加盟店（第2条に定めるものをいう）が、『QUICPay』と称するＩＣを用いた非接触式クレジット決済システム（以下「本決済システム」という）による信用販売の取り扱いを行う場合の、トヨタファイナンス株式会社（以下「当社」という）とQUICPay加盟店との間の契約関係（以下「本契約」という）につき定めるものです。
第2条（用語の定義）
本規約におけるそれぞれの用語の意味は、次のとおりとします。
（１）「QUICPay加盟店」とは、本規約を承認のうえ、当社及び株式会社ジェーシービー（以下「JCB」、当社及びＪＣＢ併せて「両社」という）ならびにJCBが現在および将来において提携する会社、組織（以下「カード会社」という）が運営する本決済システムに基づき当社に加盟を申し込み、当社が加盟を承認した個人・法人および団体をいいます。
（２）「会員」とは、（１）当社、（２）JCBまたは（３）カード会社が各々定める会員規約およびQUICPay会員規定を承認のうえ入会を申し込み、当該入会を承認された個人・法人をいいます。
（３）「カード発行会社」とは、会員に対して入会を承認した前項（１）当社、（２）ＪＣＢまたは（３）カード会社をいいます。
（４）「本決済システム」とは、QUICPay加盟店において、両社が決めた手順に則って、非接触ICを搭載したカード（以下「カード」という）または携帯電話端末等（以下「携帯端末」といい、カードとあわせて「カード等」という）を利用したQUICPay専用端末（以下「専用端末」という）を用いた信用販売を行い、会員が決済手段として事前に指定したカード発行会社が発行するクレジットカードによる決済を行うシステムをいいます。
（５）「カード」とは、カード発行会社が会員に貸与するQUICPayのサービスマークの表示されている両社所定規格のカードをいいます。カードは、会員本人に限り利用でき、他者に利用させることはできないものとします。
（６）「携帯端末」とは、両社所定の本決済システムに対応しうる機能を備えた会員の所有する携帯電話端末等をいいます。
（７）「専用端末」とは、カードおよび携帯端末を利用して本決済システムによる信用販売を行うための加盟店設置端末をいいます。
（８）「商品等」とは、QUICPay加盟店が会員に提供する商品・権利・役務などをいいます。
（９）「信用販売」とは、会員およびQUICPay加盟店が当社所定の手続きを行うことにより、QUICPay加盟店が商品等の代金または対価などを会員から直接受領することなく、会員に商品等の引渡しまたは提供などを行う販売方法をいいます。
（１０）「加盟店手数料」とは、当社がQUICPay加盟店からカード売上債権に対して立替払いを行うに際して受領する手数料をいいます。
第3条（QUICPay加盟店）
１．QUICPay加盟店は、前条に定める信用販売を行う店舗・施設（以下「QUICPay取扱店舗」という）を指定し、あらかじめ当社に所定の書面をもって届け出、当社の承認を得るものとします。当社は当該指定を承認した場合、QUICPay加盟店番号を付与します。なお、QUICPay取扱店舗の追加・変更についても同様とします。
２．QUICPay加盟店は、すべてのQUICPay取扱店舗内外の会員の見やすいところに両社所定のQUICPay加盟店標識等を掲示するものとします。
３．QUICPay加盟店は、当社からカードまたは携帯端末の取扱いに関する資料の請求があった場合、速やかにその資料を提出するものとします。
４．QUICPay加盟店は、カード発行会社と会員との契約関係、および本決済システムを健全な運営および普及向上に協力するものとします。またQUICPay加盟店は、当社よりカード等の利用または販売促進に係る展示物設置の要請を受けた時は、これに協力するものとします。
５．QUICPay加盟店は、当社、JCB、カード会社、またはそれらの委託先が、会員のカード等利用促進のために、QUICPay加盟店の個別の了解なしに印刷物、電子媒体などにQUICPay加盟店の名称、標章及び所在地などを掲載することを、あらかじめ異義なく認めるものとします。
６．QUICPay加盟店は、売上票、売上集計表、専用端末、QUICPay標識などを本規約に定める以外の用途に使用してはならないものとし、これを第三者に使用させてはならないものとします。
７．QUICPay加盟店は本決済システムの運用にあたり関連諸法規を遵守するものとします。
８．QUICPay加盟店は会員がカード発行会社の規定にもとづきカード等を利用していることを認識のうえ、本規約に従って信用販売を行うものとします。
第4条（費用負担等）
QUICPay加盟店は、QUICPay加盟店標識、専用端末等を購入する場合の購入代金を当社が別途定める方法で支払うものとします。なお、支払われた代金は当社またはQUICPay加盟店が本契約を解約または解除した場合にも返還されないものとします。
第5条（届出事項の変更）
１．QUICPay加盟店は、当社に届け出ている商号・代表者・所在地・電話番号・QUICPay取扱店舗および登金振込指定金融機関口座、業種、販売方法その他QUICPay加盟店申込書等に記載した諸事項に変更（追加を含む）が生じた場合には、遅滞なく当社に届け出て、当社の承認を得るものとします。
２．前項の届け出がないために、当社からの通知または送付書類、立替金が延滞しまたは到着しなかった場合には、通常到着すべき時にQUICPay加盟店に到着したものとみなします。
第6条（地位の譲渡等）
１．QUICPay加盟店は、本契約上の地位を第三者に譲渡できないものとします。
２．QUICPay加盟店は、QUICPay加盟店の当社に対する債権を第三者に譲渡、質入れなどできないものとします。
３．当社は、本契約上の全ての地位を第三者に譲渡することができるものとし、QUICPay加盟店は予めこれを承諾するものとします。
第7条（業務の委託）
１．QUICPay加盟店は、本規約に基づいて行う業務の全部または一部を第三者に委託できないものとします。
２．前項にかかわらず、当社が書面に承諾した場合には、QUICPay加盟店は第三者に業務委託をすることができるものとします。
３．前項により当社が業務委託を承諾した場合においても、QUICPay加盟店は本規約に定めるすべての義務および責任について免れないものとします。また、業務委託した第三者（以下「業務代行者」という）が委託業務に関連して両社または他の第三者に損害を与えた場合、QUICPay加盟店は業務代行者と連帯して両社または他の第三者の損害を賠償するものとします。
４．QUICPay加盟店は、業務代行者を変更する場合には、事前に当社に申し出、当社の承認を得るものとします。
５．当社は、本規約に基づいて行う業務の全部または一部を、加盟店の承諾を得ることなく第三者に委託することができるものとします。
第8条（信用販売）
１．QUICPay加盟店は会員から本決済システムによる信用販売を求められた場合、本規約に従い、正当かつ適法な商行為にのっとり、QUICPay取扱店舗においてQUICPay専用端末を利用して会員に対し信用販売を行うものとします。
２．QUICPay加盟店が取扱うことできる支払区分は１回払いのみとします。
当社はQUICPay加盟店に対し、本決済システムを利用して、販売又は提供することができない商品等を個別に指定することができるものとします。
第9条（信用販売の方法）
１．QUICPay加盟店は、会員から本決済システムによる信用販売を求められた場合、会員のカード等の提示を求め、専用端末を用いて認証を行い、当該カード等が有効であることを確認し、当社所定の売上票にQUICPay加盟店番号・QUICPay加盟店名・売場名・担当者名・QUICPay会員番号・売上日付・金額・品名・型式・数量などを記入するものとします。
２．QUICPay加盟店は、善良なる管理者の注意義務をもって信用販売を行うものとし、売上票の控え（会員用控え）または売上票に記載した内容を裏す書面を会員に交付するものとします。なお、QUICPay加盟店は会員に対し、売上票に当社所定の項目以外の記載を求めてはならないものとします。
３．売上票に記載できる金額は当該売上代金（税金・送料を含む）のみとし、現金の立て替え、および過去の売掛金の精算などを含めることはできないものとします。また、通常１枚の売上票で処理されるべきものを日付の変更、金額の分割などにより売上票を複数にすること、および売上票の金額訂正はできないものとします。
４．QUICPay加盟店は、当社が事前に承認した場合を除き、当社所定の売上集計表および売上票を使用するものとします。また、売上票の控え（QUICPay加盟店用控え）はQUICPay加盟店の責任において７年間保管するものとし、当社から当該資料などの資料の請求があった場合、速やかにそれらを提出するものとします。なお、当該資料などは当社には譲渡できないものとします。
５．QUICPay加盟店は、専用端末を設置し、専用端末の使用規約などにその取扱いに関する規約の定めるところに従い、すべての本決済システムによる信用販売にこれを使用するものとします。なお、故障・障害などにより専用端末が使用できない場合および当社が当該専用端末の利用につき別途制限を設けた場合には、本決済システムによる信用販売は行ってはならないものとします。
６．QUICPay加盟店は、専用端末およびそこに蓄積されているデータの破壊、分解又は解析等を行ってはならず、また、いかなる理由があっても専用端末の改変又は解析を行い、または、かかる行為に加担・協力してはならないものとします。
７．QUICPay加盟店は、専用端末を修理、修復する必要が生じた時は、QUICPay加盟店の責任を持って迅速に対応するものとします。
第10条（差別的取扱いの禁止・協力義務）
１．QUICPay加盟店は、本決済システムによる信用販売を求める会員に対し、信用販売を拒絶したり、直接現金払いや他社の発行するカードの利用を要求したり、会員に現金客と異なる代金を請求したり、信用販売の金額に本規約に定める以外の制限を設けるなど、会員に不利となる差別的取扱いを行うことはできないものとします。
２．QUICPay加盟店は、以下に定める内容の信用販売を行わないものとします。
公序良俗違反の取引法律上禁止された商品等の提供
その他当社が不適当と判断する取引
３．QUICPay加盟店は、当社から依頼があった場合、会員のカード等の使用状況などの調査に協力するものとします。
４．QUICPay加盟店は、会員から信用販売および商品等に関し、苦情、相談を受けた場合や、QUICPay加盟店と会員との間において紛議が生じた場合、または、会員、関係省庁その他の行政機関等から第２項に違反する旨の指摘・指導等を受けた場合には、QUICPay加盟店の費用と責任をもって対処し、解決にあたるものとします。
５．QUICPay加盟店と会員との間で前項に定めるトラブルが発生した場合、当社は、QUICPay加盟店に対し当該トラブルに関して調査を行うことができるものとします。
なお、QUICPay加盟店は、当社が行う調査に対し協力するものとします。
第11条（商品等の引き渡し）
１．QUICPay加盟店は、本決済システムによる信用販売を行った場合、会員に対し、原則として直ちに商品等を引き渡し、または提供するものとします。信用販売を行った当日に引き渡しまたは提供することができない場合は、会員に書面をもって引き渡し時期などを通知するものとします。
２．QUICPay加盟店は、本決済システムによる信用販売により、複数回または継続的に商品等の引き渡しまたは提供を行ってはならないものとします。
６．前項に基づく調査により、当社がQUICPay加盟店に対しトラブルの再発防止のために必要な措置を講ずることを求めた場合、QUICPay加盟店は、再発防止のために必要な措置を講ずるものとします。
第12条（信用販売限度額）
１．QUICPay加盟店は、当社がQUICPay加盟店に対し会員１人あたり１回につき行うことができる信用販売限度額を別途定め通知した場合は、それに従うものとします。また、当社が必要と認めた商品等（特定商品等）については、個別に信用販売の限度額を定め、通知する場合があります。
２．QUICPay加盟店は、当社から信用販売限度額および特定商品等の変更の通知があった場合はそれに従うものとします。
第13条（カードの不正使用など）
１．QUICPay加盟店は、当社から特定のカード等を無効とする旨通知を受けた場合、または専用端末による認証によりカード等の取扱いを拒否された場合、当該カード等の提示に対しては信用販売を行わないものとし、直ちにその事実を当社に連絡するものとします。
２．QUICPay加盟店は、明らかに偽造、変造、模造もしくは破損と判断できるカード等を提示された場合には、カード等提示者に対して信用販売を行わないものとし、直ちにその事実を当社に連絡するものとします。
３．万一QUICPay加盟店が前２項に違反して信用販売を行った場合、QUICPay加盟店は当該代金全額について一切の責任を負うものとします。
４．紛失・盗難されたカード等、偽造・変造されたカード等に起因する売上などが発生し、当社がカード等の使用状況などの調査の協力を求めた場合には、QUICPay加盟店はこれに協力するものとします。またQUICPay加盟店は、当社またはJCBから指示があった場合もしくはQUICPay加盟店が必要と判断した場合には、QUICPay加盟店が所在する所轄警察署へ当該売上に対する被害届を提出するものとします。
第14条（法令遵守）
本規約に基づく信用販売に関し、会員に対して掲示する広告その他の書面並びに信用販売方法について、加盟店は、割賦販売法、特定商取引法、景品表示法、消費者契約法その他の法令等を遵守するものとします。
第15条（立替金の請求）
１．QUICPay加盟店は、第９条に基づき当社の会員への信用販売した売上票に基づく請求データを原則信用販売を行った日毎に日次で取りまとめ当社に送付するものとします。
２．QUICPay加盟店から当社への立替金の請求は、当社が別途定める締切日毎に、前項の請求データが当社に到着した時にその効力が発生するものとします。ただし、当社が特別に認めた場合についてはこの限りではないものとします。
第16条（加盟店手数料および立替金の支払い）
１．QUICPay加盟店が支払う加盟店手数料は、前条において立替金の請求の効力が発生した売上債権額に対して、別途当社の定める加盟店手数料率を乗じ、円未満を切り捨てた金額とするものとします。
２．当社のQUICPay加盟店に対する立替金の支払いは、前条に基づき当社に到着した当該売上債権総額より、前項の加盟店手数料を差し引いた金額を、前条の締切日毎、それに対応する支払日にQUICPay加盟店指定の金融機関口座に振り込むことにより行うものとします。ただし、当社が特別に認めた場合についてはこの限りではないものとします。なお、月末以外の支払日が金融機関休業日の場合は翌営業日、月末の支払日が金融機関休業日の場合には前営業日を支払日とします。
第17条（信用販売の取消し）
QUICPay加盟店が、信用販売の取消しまたは解約などを行う場合は、直ちに当社所定の方法にて当該売上債権に係る立替金の請求の取消しを行い、当社より指示があった場合には取消しの売上票を当社へ送付することとし、当社は第15条に準じて処理するものとします。ただし、当該立替金が支払い済みの場合にはQUICPay加盟店は当社に対し当該代金を直ちに返還するものとします。また、当社は当該代金相当を次回以降のQUICPay加盟店に対して支払う立替金から差し引けるものとします。
第18条（商品の所有権）
１．QUICPay加盟店が、会員に本決済システムによる信用販売を行った商品の所有権は、第16条に基づき当該立替金を支払った時にQUICPay加盟店より当社に移転するものとします。ただし、第２０条により立替払いが取消しまたは解除された場合、当該債権に係る商品の所有権は、立替金が未払いの時は直ちに、支払い済みの時は当社がQUICPay加盟店が当該代金を当社に返還した時に、QUICPay加盟店に戻るものとします。
２．QUICPay加盟店が、偽造カードの使用、カード等の第三者使用などにより会員以外の者に対して誤って信用販売を行った場合であっても、当社がQUICPay加盟店に対し当該売上債権に係る立替金を支払った場合には、信用販売を行った商品の所有権は当社に帰属するものとします。なお、この場合にも前項ただし書きの規定を準用するものとします。
３．信用販売を行った商品の所有権がQUICPay加盟店に属する場合でも、当社は、必要がある時は、QUICPay加盟店に代って商品を回収することができるものとします。
第19条（支払の停止）
会員とQUICPay加盟店との間に第１０条４項に定める紛議が生じ、会員が信用販売代金の支払いを拒んだときの立替金の支払は以下のとおりとします。
（１）当該代金が支払い前の場合には、当社は当該代金支払いを保留または拒絶することができるものとします。
（２）当該代金が支払い済みの場合には、QUICPay加盟店は当社に対し当該代金を直ちに返還するものとします。また、当社は当該代金を次回以降のQUICPay加盟店に対して支払う立替金から差し引けるものとします。
（３）当該抗弁事由が解消した場合には、当社はQUICPay加盟店に当該代金を支払うものとします。なお、この場合には当社は遅延損害金を支払う義務を負担しないものとします。
第20条（健全な販売の維持に関する責任）
１．QUICPay加盟店が、以下の事由に該当する場合には、当社はQUICPay加盟店からの第１５条に基づく請求に対する立替金の支払いを拒絶することができ、当社がその立替金を支払い済みの場合には、QUICPay加盟店は、当社に対して、直ちに返還するものとします。
（１）売上票が正当なものでない場合
（２）売上票の記載内容が不実不備である時
（３）信用販売を行った日から６１日以上経過して立替請求がなされた時
（４）第９条第５項に違反して当社の承認を得ずに信用販売を行った時
（５）第１３条に違反して無効カード等の使用者に対し信用販売を行った時
（６）第１５条に定める請求データに不備・不審がある時
（７）第１０条第４項に定める紛議が信用販売日に対応する締切日より６０日を経過しても解消しない時
（８）第８条第１項または第１０条第２項に違反する信用販売を行った時
（９）その他QUICPay加盟店が本契約に違反した時
２．前項に該当した場合、当社はQUICPay加盟店に対し、当該売上票に取消表示をして返却します。また、その当該売上債権に係る立替金が支払い済みの場合には、QUICPay加盟店は当社に対し当該代金を直ちに返還するものとします。QUICPay加盟店が当該代金を返還しない場合には、当社は次回以降にQUICPay加盟店に対して支払う立替金から当該代金を差し引けるものとします。
３．当社が、QUICPay加盟店から立替金の請求を受けた売上債権について、第１項記載の各事由（第７号を除く）のいずれかに該当するか疑いがあると認めた場合、当社は調査が完了するまでは立替金の支払いを保留することができるものとし、調査開始より３０日を経過してもその疑いが解消しない場合には、当社は立替払いを取消したまたは解除することができるものとします。なお、QUICPay加盟店は当社の調査に協力するものとします。調査が完了し、当社が当該代金の支払いを相当と認めた場合には、当社はQUICPay加盟店に当該代金を支払うものとします。なお、この場合には、当社は遅延損害金を支払う義務を負担しないものとします。
第21条（差押の場合の処理）
売上債権に係る立替代金債権の差押、滞納処理分等があった場合、当社は当該立替代金債権を当社所定の手続きに従って処理するものとし、当社は当該手続による立替代金を支払う義務を負担しないものとします。
第22条（加盟店情報の収集及び利用等）
１．QUICPay加盟店及びその代表者または当社にQUICPay加盟店契約の申込みをした個人・法人・団体及びその代表者（以下併せて「加盟店等」という）は、当社が本項（１）に定める加盟店等の情報につき必要な保護措置を行ったうえで、以下のとおり取扱うことに同意します。
（１）本契約（本申込を含む。以下同じ）を含む当社と加盟店等の間の加盟申込書及び加盟後の管理等取引上の判断の為に、以下の加盟店等の情報（代表者の個人情報を含む。以下「加盟店情報」という）を収集、利用すること。
①加盟店等の名称、所在地、郵便番号、電話番号、代表者の氏名、代表者の生年月日、代表者の電話番号等加盟店等が加盟申込み時及び変更届け時に届け出た事項
②加盟申込日、加盟承認日、端末番号、取扱商品、販売形態、乗種等の加盟店等と当社の取引に関する事項
③QUICPay加盟店のカード等の取扱い状況
④当社が収集した加盟店等のクレジット利用履歴
⑤加盟店等の営業許可証等の確認書類の記載事項
⑥当社が適法かつ適法な方法で収集した登記簿、住民票等公的機関が発行する書類の記載事項
⑦電話帳、住宅地図、官報等において公開されている情報
（２）以下の目的のために、加盟店情報を利用すること。ただし、QUICPay加盟店が本号②に定める営業案内について中止を申し出た場合、当社は業務運営上支障がない範囲で、これを中止するものとします。（中止の申し出は当社お問い合わせ窓口へ連絡するものとします。）
①当社が本規約に基づいて行う業務
②登録抹消の送付等当社または他の加盟店等の営業案内
③当社のクレジットカード事業、その他当社の事業（当社定款記載の事業をいう）における新商品、新機能、新サービス等の開発
（３）本規約に基づいて行う業務を第三者に委託する場合に業務の遂行に必要な範囲で、加盟店情報を当該委託先に預託すること。
２．加盟店等は、当社、当社が日本国内、国外で現在及び将来において提携する会社、組織が運営するクレジットカード取引システムに参加するカード会社のうち、当社と本項に関し提携したカード会社、またはこのカード会社と同様に提携したカード会社（以下「提携会社」という）が加盟申込み審査及び加盟後の管理等取引上の判断のために、本条第１項（１）①②③④の加盟店情報を共同利用することに同意します。なお、本項に基く共同利用に係わる加盟店情報の管理に責任を有する者は当社となります。（提携会社およびホームページアドレスにて確認いただけます。）
ホームページアドレス：http://ts3card.com/
第23条（加盟店情報交換制度について）
１．加盟店等から収集した情報の登録及び利用について
加盟店情報交換制度加盟会員会社（以下「センター加盟会員会社」という）は、加盟店契約の申込を受けた際の加盟店等審査並びに加盟店契約締結後の加盟店調査及び取引継続に係る審査等の目的のため、本条第２項（２）共同利用する情報の内容に定める各号の情報を収集・利用し、加盟店情報交換センター（以下「センター」という）へ登録し、センター加盟会員会社によって共同利用します。
２．加盟店情報の共同利用
（１）共同利用の目的
割賦販売法第３５条の２０及び第３５条の２１に基づき、センター加盟会員会社における利用者等の保護に欠ける行為に関する情報を登録及び利用することにより、加盟会員の加盟店契約時又は途上の審査の精度向上を図り、悪質加盟店を排除し、クレジット取引の健全な発展と消費者保護に資することを目的としています。
（２）共同利用する情報の内容
①包括信用購入あっせん取引における、当該加盟店等に係る苦情処理のために必要な調査の事実及び事由
②個別信用購入あっせん取引における、当該販売店等との加盟店契約時の調査及び苦情処理のために必要な調査の事実及び事由
③包括信用購入あっせん又は個別信用購入あっせんに係る業務に関し利用者等の利益の保護に欠ける行為をしたことを理由として包括信用購入あっせん又は個別信用購入あっせんに係る契約を解除した事実及び事由
④利用者等の保護に欠ける行為に該当し、当社・顧客に不当な損害を与える行為に関する客観的事実に関する情報
⑤顧客（契約済みのものに限らない）から当社及びセンター加盟会員会社に申し出があった内容及び当該内容のうち、利用者等の保護に欠ける行為及び当該行為と疑われる情報
⑥行政機関が公表した事実とその内容（特定商取引に関する法律等について違反し、公表された情報等）について、センターが収集した情報
⑦センターが興信所から提供を受けた倒産情報その他公開された事実の内容
⑧上記の他利用者等の保護に欠ける行為に関する情報
⑨前記各号に係る包括信用購入あっせん関係販売業者又は個別信用購入あっせん関係販売業者等の氏名、住所、電話番号及び生年月日（法人の場合は、名称、住所、電話番号並びに代表者の氏名及び生年月日）
３．加盟店情報を共同利用するセンター加盟会員会社（共同利用者の範囲）
包括信用購入あっせん業者、個別信用購入あっせん業者、立替払取次業者のうち、社団法人日本クレジット協会会員でありかつセンター加盟会員会社
※センター加盟会員会社は、社団法人日本クレジット協会のホームページに掲載しています。
ホームページアドレス：http://www.j-credit.or.jp/
４．運用責任者
・社団法人日本クレジット協会　加盟店情報交換センター
住　　所：東京都中央区日本橋小網町１４－１　住友生命日本橋小網町ビル６階
電話番号：０３－５６４３－００１１
第24条（加盟店情報の開示、訂正、削除）
１．加盟店等は、当社及び加盟店情報交換センターに対して、当社及び加盟店情報交換センターが保有する加盟店情報を開示するよう請求することができます。なお、開示請求の窓口は以下のとおりとするものとします。
（１）当社への開示請求：当社お問い合わせ窓口へ
（２）加盟店情報交換センターへの開示請求：第２３条に記載の加盟店情報交換センター窓口へ
２．万一登録内容が不正確または誤りであることが判明した場合には、当社は速やかに訂正または削除に応じるものとします。
第25条（加盟店情報の取扱いに関する不同意）
当社は、加盟店等が加盟申し込みに必要な事項の記載を希望しない場合、または第２２条もしくは第２４条に定める加盟店情報の取扱いについて承諾できない場合は、加盟を断ることや、解約の手続きをとることがあります。なお、第２２条第１項（２）②に定める当社または他の加盟店等の営業案内に対する中止の申し出があっても、加盟を断ることや解約の手続きをとることはありません。
第26条（契約不成立時および契約終了後の加盟店情報の利用）
１．当社が加盟を承認しない場合であっても加盟申し込みをした事実は、承認をしない理由の如何を問わず、第２２条に定める目的（ただし、第２２条第１項（２）②に定める当社または他の加盟店等の営業案内を除く）および第２３条の定めに基づき一定期間利用されますが、それ以外に利用されることはありません。
２．当社は、加盟店契約終了後も第２２条に定める目的（ただし、第２２条第１項（２）②に定める当社または他の加盟店等の営業案内を除く）及び開示請求等に必要な範囲で、法令等または両社が定める所定の期間加盟店情報及び加盟店契約の終了に関する情報を保有し利用します。
第27条（カードに関する情報等の機密保持）
１．QUICPay加盟店は、本規約に基づいて知り得たQUICPay会員番号その他のカード等及び会員に付帯する情報ならびに加盟店手数料率を含む当社の営業上の機密（以下「機密情報」という）を他に漏洩及び紛失してはならないものとします。また、機密情報を信用販売を行う目的以外に利用してはならず、利用目的が終了次第速やかにQUICPay加盟店の責任のもとに当該機密情報を破棄または消去等するものとします。
２．QUICPay加盟店は機密情報が第三者に漏洩すること、及び紛失することがないように、社内規定の整備、従業員の教育等を含む安全管理に関する必要な一切の措置をとるものとします。
３．QUICPay加盟店の責に帰すべき事由により、当社にQUICPay会員番号その他のカード等および会員に付帯する情報に関する漏洩事故、紛失事故等による損害（カード再発行に関わる費用等）が発生した場合には、当社はQUICPay加盟店に対し当該損害の賠償を請求することができるものとします。
４．機密情報が漏洩、紛失等した場合、またはそのおそれがあると認められる場合、QUICPay加盟店は、直ちに当社に連絡するものとし、当社が当該連絡に基づき実施する調査に応じること、及び当社が信用販売の停止等の措置を講じることを了承するものとします。
５．QUICPay加盟店は、機密情報が漏洩、紛失等した場合は、再発防止のために必要な措置を講ずるものとし、当社に当該再発防止策について通知するものとします。
なお、QUICPay加盟店は、当該再発防止策に対し当社から指導を受けた場合は、これに従うものとします。
６．第1項ないし第５項の規定は、本契約終了後においても効力を有するものとします。
第28条（反社会勢力との取引）
１．QUICPay加盟店は、QUICPay加盟店、役員・従業員、親会社及び子会社等の関連会社（役員・従業員を含む）が、以下に該当しないことを保証するものとします。
①暴力団及びその構成員、準構成員
②暴力団関係企業及びその役員、従業員
③企業から株主配当以外の不当な利益を要求する団体及び個人（総会屋等）
④社会運動を標榜して不当な利益、行為を要求する団体及びその構成員
⑤その他暴力的な要求行為または法的な責任を超えた不当な要求を行う団体及び個人
２．QUICPay加盟店が前項に定める規定に違反している場合、または そのおそれがあると認められる場合は、当社は直ちに本契約を解除することができることを、または信用販売停止の措置、立替金の支払いを留保する等本契約の効力を保留することができるものとします。
３．QUICPay加盟店は、第1項に違反することにより当社に発生した損害について、全て賠償するものとします。
第29条（取扱期間）
本契約の有効期間は、１ヵ年とします。ただし、QUICPay加盟店または当社が期間満了３ヶ月前までに書面をもって契約を更新しない旨の申し出をしない時は、本契約はさらに１ヵ年間更新し、以後はこの例によるものとします。
第30条（解約）
１．前条に関わらず、QUICPay加盟店または当社は、書面により３ヶ月前までに相手方に対し予告することにより本契約を解約できるものとします。
２．前項の規定に関わらず、当社は、直前１年間に信用販売を行っていないQUICPay加盟店について、予告することなく本契約を解約できるものとします。
第31条（契約解除）
１．前条に関わらず、QUICPay加盟店が下記の事項に該当する場合、当社はQUICPay加盟店に催告することなく、直ちに本契約の全部もしくは一部を解除することができるものとし、かつ、その場合当社に生じた損害をQUICPay加盟店が賠償するものとします。
（１）第4条に反して費用負担を支払わなかった時
（２）QUICPay加盟店申込書等加盟に際し当社に提出した書面および、第５条第１項の届出書に虚偽の記載があった時、又は、当社に対し変更届出を行わなかった時
（３）他の者の債権を買い取って、または他の者に代って当社に立替金の請求をした時
（４）第１９条、第２０条に反して立替金の返還に応じなかった時
（５）第２７条第１項または第２項の規定に違反した時
（６）前五号のほか本規約に違反した時
（７）自己振り出しの小切手が不渡りになった時、およびその他支払い停止となった時
（８）差押え、仮差押え、仮処分の申し立てまたは滞納処分を受けた時、破産・民事再生・会社整理・会社更生・特別清算の申し立てを自らした時、合併によらず解散した時
（９）前二号のほかQUICPay加盟店の信用状態に重大な変化が生じたと当社が判断した時
（１０）他のクレジットカード会社との取引にかかわる場合も含めて、信用販売制度を悪用していると当社が判断した時
（１１）QUICPay加盟店届け出の店舗所在地に店舗が実在しない時
（１２）QUICPay加盟店の営業または業態が公序良俗に反すると当社が判断した時
（１３）QUICPay加盟店またはQUICPay加盟店の使用人が本規約に基づいて知り得たカード等および会員に付帯する情報を本規約の目的以外に利用した時
（１４）架空売上に基づく立替金の請求、その他QUICPay加盟店が不正な行為をたと当社が判断した時
（１５）第１０条、第２７条に定める当社からの調査に応じない時、及び再発防止体制に必要な措置を講じない時
（１６）監督官庁より処分、行政指導、命令、営業の登録取消および営業の停止を受けた時
（１７）本契約以外の加盟店・当社間で締結する契約のいずれか一つでも解除された時
（１８）その他QUICPay加盟店として不適当と当社が判断した時
２．当社が、QUICPay加盟店が前項（２）、（３）、（５）、（９）、（１０）、（１１）、（１２）、（１３）、（１４）のいずれかに該当する疑いがあると認めた場合には、第２０条第３項の規定を準用するものとします。
３．当社は社会情勢の変化、法令の改廃、その他当社の都合等により、本決済システムの取扱いを終了することがあり、この場合、当社はQUICPay加盟店に対し事前に通知するごとにより、本契約を終了させることができるものとします。
４．前条または前項に基き本契約の終了により、QUICPay加盟店に損害（逸失利益、機会損失を含む）が生じた場合でも、当社は一切の責を負わないものとします。
第32条（契約終了後の処理）
１．本契約が終了した場合、QUICPay加盟店はその後会員に対して信用販売を行う等、一切の本決済システムによる取扱いをしてはならないものとします。
２．第２９条または第３０条により本契約が終了した場合、契約終了日までに行なわれた信用販売は有効に存続するものとし、QUICPay加盟店および当社は、当該信用販売などを本規約に従い取扱うものとします。ただし、QUICPay加盟店と当社が別途合意をした場合はこの限りではありません。
３．当社は、前条により本契約を解除した場合、QUICPay加盟店から既に立替金の請求を受けている売上債権について、当該請求を取消するか、QUICPay加盟店に対する立替金の支払いを保留することができるものとします。
４．QUICPay加盟店は本契約が終了した場合には、直ちにQUICPay加盟店の負担においてすべてのQUICPay加盟店標識をとりはずすとともに売上票、売上集計票などと当社が加盟店に交付した取扱関係書類ならびに印刷物（販売用具）を速やかに当社に返却するものとします。なお、専用端末については、専用端末の使用規約ならびにその取扱いに関する規定の定めるところに従うものとします。
第33条（本規約に定めのない事項）
QUICPay加盟店は、本規約に定めのない事項については、当社が別に定める取扱要領等に従うものとします。
第34条（準拠法）
QUICPay加盟店と当社との諸契約に関する準拠法はすべて日本法とします。
第35条（合意管轄裁判所）
QUICPay加盟店と当社との間で訴訟の必要が生じた場合は、当社の本社の所在地を管轄する裁判所を合意管轄裁判所とします。
第36条（規約の変更）
本規約を変更した場合には、当社はその変更内容をQUICPay加盟店に対して通知すること、または適宜の方法により公表（当社ホームページにおける変更内容の掲載その他合理的方法による）するものとします。当該通知がQUICPay加盟店に通知された後、または公表がなされた後に、当該QUICPay加盟店が信用販売を行った場合には、QUICPay加盟店は、新規約を承認したものとみなし、以降の取扱い等については、新規約が適用されるものとします。

<お問合せ先>
トヨタファイナンス株式会社
加盟店デスク　０３－５６１７－２６２２